

ガイドライン関連法：概観と私見

和田, 康友 / ワダ, ヤストモ / WADA, Yasutomo

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

61

(開始ページ / Start Page)

58

(終了ページ / End Page)

67

(発行年 / Year)

2000-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020095>

ガイドライン関連法

—概観と私見—

和田 康 友

・はじめに

私がまだ幼かった頃「平和」という言葉の持つ意味はもつとシンプルでわかりやすいものだったと思う。それ故に両親の意訳を介して伝えられたこの国の憲法が持つ意味も、不出来な頭脳に支障もなく浸透して行つたのである。しかしそれは時が経つにつれて少しずつ私の中で形を変え、依然かつての姿を信じようとする自分をあざ笑っているような気にさせられる。それが私のつまらないプライドをひどく傷つけるので、正直に言うところの問題を直視することは心に相当の負担を強いることとなる。しかしそうも言っていられない事態がついに起きてしまった。昨年の五月二十四日、参議院本会議でのいわゆる「ガイドライン関連法」の成立がそれだ。

その危険性はそれが政府案として提起された時点で、既に多くの専門家達から指摘されてきた。それを私のような法の知識

もない素人が論じるには役不足に過ぎるかも知れない。しかし幾度にも渡る大規模な戦争がその後の日本文学に多大な影響を及ぼしたのは紛れもない事実であり、更にはその戦争が過去のものではないことを思い知らされている今、この『日本文学誌要』の誌面においてこれから確認していく事柄にはそれなりの意義があるように思う。勿論そのことが今まで目を背けてきたことに対する免罪符になり得るものとは微塵も考えていないが、いざにしてもしこのような形で「平和憲法」が置かれている現状を再確認させてもらえることは非常に有り難い。機会を与えて下さった編集部に改めて感謝致したいと思う。

一 「関連法」の性質

「新しい日米防衛協力のための指針（ガイドライン）関連法」として（以下、本稿ではガイドライン関連法または関連法と呼ぶ）この日に成立したのは次の二法一協定である。

- 一、周辺事態安全確保法
- 二、改正自衛隊法
- 三、改正日米物品・役務相互協定（ACSA）

（順番は筆者が任意に設定）

これらの成立は日本国憲法（特に第九条）への配慮からこれまで「専守防衛」の枠内に留まらざるを得なかった自衛隊の活動範囲を大幅に広げることを可能にした。二、三は一で新たに定められた自衛隊の任務活動をより円滑に、そして実質的に機能させるためのものである。これらは自衛隊に限らず地方自治体や民間企業等への準強制的な要請（本章注参照）も盛り込まれており、決して軽視できるものではない。本来は詳細に渡りその問題点を追求して行きたいところだが、しかしながら紙面の都合もあるので、本稿は一の「周辺事態安全確保法（以下、周辺事態法）」と自衛隊活動強化の問題に論的を絞らせて頂くことをご了承願いたい。

さて、法の成立を受けて、自衛隊に課せられることとなった新たな任務は主に次の二つである。

- 1、後方地域支援
- 2、後方地域搜索救助活動

本来は、これらに「船舶検査活動」が加えられる筈であった。これは経済制裁の対象となる国に対して物資が持ち込まれることを防ぐための不審船検査であるが、関連法を多数採決させた自民、自由、公明ら各党の折り合いがつかなかったが故に削除されることとなった。1の「後方地域支援」とは、政府の定義によると「周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与

する活動を行なっている米軍に対する物品および役務の提供、便宜の供与その他の支援措置」のことであり、2の「後方地域搜索救助活動」とは「周辺事態において行われた戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷したまたは物を破壊する行為をいう〔略〕）によって遭難した戦闘参加者について、その搜索または救助を行う活動（救助した者の輸送を含む）であるという。ところで両者に共通して使われる「後方地域」とは、「わが国領域ならびに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められるわが国周辺の公海（海洋法に関する国連条約に規定する排他的経済水域を含む〔略〕）およびその上空の範囲」（引用はいずれも「周辺事態法」第三条から）を指して言うとのことだが、これについてはリーダーや遠隔兵器を多用する現在の戦争において果たして「戦闘行為が行われることがないと認められる」地域なるものが存在し得るのかという指摘もある。つまり、「後方地域」とそうでない「戦場」との境界線が実際は不明瞭にされたままなのであるが、このように厳密さを欠いた定義のされ方は、ガイドライン関連法における一環したトーンであることをまずここで確認しておきたい。またこれらの活動を行なうに際して、条件付きではあるが武器の使用を認めていることも見逃せない事実である。「自己または自己とともに当該職務に従事する者の生命または身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することが」でき、そしてその武器の使用にあたっては「刑法第三六条

(正当防衛)または第三七条(緊急避難)に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない」(引用はいずれも「周辺事態法」第十一条)としている。刑法を引き合いに出しているが、ここで認められた武器の使用が現行憲法に抵触するのは明らかである。危険な地に赴く自衛官を丸腰のままにさせる訳にはいかならないといふ分なのであるが、それは「戦闘行為が行なわれることがないと認められる」地域などやはり存在し得ないのだということは何よりも物語っている。

続いて「周辺事態法」を吟味するにあたり、避けては通れないのがそもそも「周辺事態」とは何か、という問題ではないだろうか。政府の定義では「わが国周辺の地域におけるわが国の平和および安全に重要な影響を与える」事態のことであり、更にそれは「そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある」場合(「準有事」)等を指すという。さて「周辺」という言葉はどこからどこまでを指すのか、ということがかねてから争議的となっていた。この周辺事態法がまだ法案であった当初から朝鮮半島の情勢や台湾問題を視野に入れたものであったことは明らかである。それらに対する内政干渉への懸念も道理だが、それ以上に問題なのはこの法律が場合によっては無制限に効力を発揮し得る性質を持ち合せていることである。この定義には法の執行力に対する地理的、或いは物理的な制限が明記されていない。つまり日本に武力攻撃や、重大な影響を及ぼしかねないと「判断」された時、近隣のアジア諸国はもちろんのこと、中東や南米、極論を言えば世界のいずれのおいてであつても法の執行を可能にしてしまうのである。で

はその「判断」を誰がどのように為すのであろうか。周辺事態法第四条一項において「内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる処置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施することおよび対応措置に関する基本計画(略)の案につき閣議の決定を求めなければならない」と定められている(ちなみに、「次に掲げる措置」として挙げられているのは主に米軍の「後方地域支援」と「後方地域搜索救助活動」)。更に同法の第五条一項では「内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない」とうたわれている。つまり総理の「判断」が国会の審議において不適切であると見なされればそれらの活動が為されることはない筈である。ただし、「緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援または後方地域搜索救助活動を実施することができる」(同項)という形で例外も認められている。しかしながら武力攻撃の危険性や平和と安全を脅かしかねない事態等はむしろ「緊急」の場合であることの方が多いため、つまり大半が事後報告という形で行なわれることを懸念せざるを得ない。結局は内閣総理大臣をはじめとする為政者の「判断」に委ねざるを得ず、或いは法の執行力に対する制限がこの但し書きによって事実上無効化されているのだとしても決して過言ではない。

ところで「わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態」また「そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」とは、政府によって更に次の類型事例で説明される。

- ①、日本周辺地域で武力紛争が発生している場合
- ②、周辺地域で武力紛争の発生が差し迫っている場合
- ③、政治体制の混乱などにより避難民が発生し、日本に大量流入する可能性が高まっている場合
- ④、ある国の行動を国連安全保障理事会が平和への脅威または侵略行為と決定し、経済制裁の対象とする場合
- ⑤、ある国において内乱、内戦等の事態が発生し、それが純然たる国内問題にとどまらず、国際的に拡大している場合
- ⑥、日本周辺地域の武力紛争そのものは一応停止したが、いまだ秩序の回復等が達成されない場合

(順番は筆者が任意に設定)

右のうち②、③、⑥はいずれも「戦時」の段階まで深刻化する前の事態を想定している。つまり「非常事態」の解釈を広範圏にとつて「戦時」という従来のイメージを大きく踏み越していると言える。この場合でもやはり問題となるのが何をもつて「判断」基準とするか、ということである。昨年三月二十四日、北朝鮮のものとと思われる不審船と海上自衛隊との間で軍事的な緊張が走った。結局、自衛隊の威嚇射撃が行なわれるも先方を取り逃がしたため、本格的な武力衝突が発生することは無かったのだが(しかし忠実に解釈すれば威嚇行為もまた日本国憲法に抵触する筈である)。また、それより更に半年前は同じく北朝鮮から殺傷・破壊能力の十分に備わった「人工衛星」が日本列島の上空を通り越した。これら二つの事件が起きた際の政府の対応や世論の反応(特にマスコミや知識人の言動)を

鑑みるに、もしもこれらが周辺事態法の成立後に起こっていたとしたら、自衛隊の出勤を巡って国内で相当な混乱が生じていたであろうことは想像に難くない。また「人工衛星」の件に関して言えば、日本側は米国から提供された二転三転する情報に踊らされる格好となった。その事実が何を物語るのであろう。

そもそも周辺事態法を含む「ガイドライン関連法」の基本姿勢は米軍の「後方支援」である。活動の大半は圧倒的な軍事設備と情報、そして行動力を備え持つ米軍に追従する形となる筈。だとすると本来なら総理が握る筈の「判断」の舵は当然、米政府に譲らざるを得ない。先に挙げた「法の執行力に対する制限の無効化」という問題は、右のことと対になることで危険性を増大させる。中でも最大の懸念は自衛隊が米国の国益のために濫用される可能性である。事態に日本が何らかの形で関わってさえすれば理由はいかようにもつけられるのである。或いは直接関わらなくても、先に例示した「事例⑤」に相当するものと判断されれば派遣は合法的なものとなる。更に「緊急」事態だと言われれば、派遣が適切なものであるのかどうかを国会にかけて審議する機会すら得られない(もつとも、事前に国会で審議さえすれば問題を回避できるといふものでもないのだが)のだ。ここで改めて確認しておきたいのは、関連法が自衛隊に交戦権までは認めてないにしても、武器の使用を条件付きで認めているという事実である。自衛隊は既に米軍の兵力を補えるだけの実力と(法に裏づけられた)実行力を持ち合わせているのだ。このように自衛隊の海外派遣は、明らかに現行憲法に抵触する非常に重要な問題であるが、我々はこうした問題をいと

も簡単な形で米国という国外者からの〈判断〉に委ねなければならぬのである。それでは米国の〈判断〉とはいかなる性質のものであるか、それについては章を改めて言及したい。

・注：地方自治体や民間企業は国からの要請（米軍の補給物資―弾薬等も当然含まれる、の輸送等）を「正当な理由がない限り拒否できない」とされることになった。これは野党の質疑に対する政府側からの答弁で明らかにされた見解。「正当な理由」であるか否かは「個別の事例と法令に従って判断される」とし、地方議会の反対や首長に対する住民のリコール請求などはこれに該当しないという。

二 「関連法」の外側と平和維持活動

日本国憲法に明らかに抵触する、この関連法が成立し得たのは何故であろうか。確かに、冷戦が終結した今でも世界が不安定な状態の中にあるのは事実である。北朝鮮の「人工衛星」の問題を例に出すまでもなく、わが国にとつてもそれは決して他人事ではない。こうした世界の情勢に対して現行憲法が果たしてどのような応え得るのか。残念ながら「一国平和主義」としてばし批判されるように、「平和憲法」を頭上に頂く我々が国単位で世界の平和に貢献しているとは言い難い状況がある。こと平和への貢献という意味において、やはり日本は世界に遅れをとっているであろうか。強大な軍隊を所持する欧米諸国は、自らが加盟している国連機関を中心として諸地域で頻発する紛争

の牽制に積極的である。しかしそれは圧倒的な軍事力を背景に強行される場合も少なくない。こうした欧米の平和維持活動の性質は紛争を一時的には鎮圧し得ても、大局的に見れば事態をより複雑に、そして深刻にしているに過ぎないという指摘もある（本章注参照）。その理由として挙げられるのは以下の通りである。

一、かつての欧米帝国主義が恣意に引いた「国境」によって祖国を割譲・分断された地元住民の民族感情が激化、もしくは悪化するため。

二、欧米諸国が利益獲得を目的に軍事兵器を売却するため。

三、
対立する国のうち、どちらかに偏向した態度をとるため。

四、更にその支援する相手国を時々の状況によって切り替えるため

右のことが地域にアンバランスな軍事力の増強をもたらし、異民族・異文化に対する排他的感情に拍車をかけて、やがて軍事的な衝突へと発展する。そしてそのことに無反省な欧米諸国が現地の事情を無視した軍事介入を強行すれば（どんな名目があるとは言え）、事態が悪化するのには当然のことかも知れない。結局欧米諸国の利害を中心に動く国連の地域紛争の牽制は、また新たな紛争の火種にかなり得ていないのが現状である。

一方で、国連は暴走と言っても過言ではない大国の軍事行動を牽制することに際して十分な機能を果たしてはいない。例えば米国は、後に言及するが、独自の軍縮路線政策を打ち出し

ており、そのこととの関連で国連との連携をこれまで以上に重要視している。ただしそれは言うなれば自国への「投資」であって、あくまでも自国の安全と国益の確保を目的とする上でのことである。こうした米国の自国主義は徹底しており、それはクリントン大統領の公前の言動でも顕著に見受けられるが、それにも拘わらず最近の国連の活動は米国主導型で行なわれることも少なくない。米国はこと軍事行為に関しては積極的な国であると言えなくもない。前大統領の暗殺計画が画策されていたことを口実として、湾岸戦争後のイラクに対しクリントン大統領が爆撃を指示したことはまだ記憶に新しい。しかしこうした米国の独走に対して何らかの制裁処置が国連側からなされることはなかった。この爆撃の際、大統領が「非戦闘員である民衆に被害が及ばないように最大限の注意を払った」という趣旨の発言を行なっていたことが非常に印象的である。一方的に破壊兵器が撃ち込まれた人達の被害を最小限に押さえることなど果たしてできるものなのか非常に疑問である。「平和」とは一体誰のためのものであるのか、改めて考えざるを得ない出来事であった。しかしガイドライン関連法とは、まさしくこの国の軍隊を「後方支援」するために誕生した法律なのである。

・注：参考文献『国際貢献論とアメリカ新戦略』第三章「国連PKOの現実」から。例えばここではイラン革命を例示して説明されている。当時の親米政権を打倒したイラン内のイスラム原理主義が国外へ広がるのを恐れた米国は、対ソ目的のために行なっていたイランへの軍事援助政策を隣国のイラク

へと切り替える。永年に渡るイラン・イラク戦争の始まりである。そしてこのことがイラクの軍事大国化への道を切り開くことになる。そのイラクはやがて英国をはじめとする往年の帝国主義が恣意に引いた「国境」の不当性を主張し、キューバへと侵入。その制圧に乗り出すのであるが、これが後の「湾岸戦争」の火種となるのは周知の事実である。

三 「関連法」の内幕と米国

冷戦終結後の米国にもたらされた政策の一大転機は、同盟国である日本にも大きな影響を及ぼすことになった。その政策転換の特色についてわが国にとっても重要な点を指摘すると、主に次のようになる。

- 一、旧ソ連に代わる新たな懸念材料の確認
- 二、自国軍の再編と合理化
- 三、国連の積極的利用

この時、米国の経済状況は最も困難な中にあつたのは周知のごとくであるが、新たな大統領に就任したクリントンは国内の経済再建と（それを可能にする）国内外における米国政府の指導力回復を票務することになる（本章注一参照）。ソ連が崩壊した現在、米国は唯一の大国として国際秩序の形成と維持において世界をリードしていく責任があるという。その障壁となり得る懸念材料として挙げられるのは、主に以下の通り。

・中東、朝鮮半島、旧ソ連邦諸国、東アジア諸地域：等で実際に発生する恐れのある地域間紛争の危機

・それらの地域間紛争が核などの近代兵器の流入によって
世界規模の脅威に転ずる危機

米国はこうした懸念材料に対処するために諸地域の「民主化（注二）」を推し進めていくことが大切としながらも、一方では多方面展開での軍備強化を強調する。だが軍事大国と言えども、これら諸地域の紛争防止は一国で為し得るものではない。また、冷戦時に肥大化した軍事費の圧迫がただでさえ深刻化している米国経済に致命的なダメージを与え、コスト削減を余儀なくされている。米軍の再編と合理化（スリム化）は、こうした背景から要請されたものでもあった。可能な限り軍事費を削減しながら、つまり自国経済の負担を減らしながらも一定の軍事力（米国は、「世界に冠たる」という表現を用いている。注一参照）を維持していく。そこで選ばれた政策が「集团的関与」というシステムある。同盟国間の協力や軍事同盟国との連携を強化し、軍備強化のために必然的に生ずるであろう負担の幾分かを肩代わりさせる。ここで言う同盟国とは、国連加盟諸国は勿論のこと、特に日本や韓国を想定していることは言うまでもない。朝鮮半島と台湾の問題はもはや米国の重大関心事項である。この時期に沖縄より過熱した在日米軍基地の返還運動は結局基地の移動問題にすり替えられ、現在のところ実現までに至っていない。米国の軍備削減が進む中で、日米同盟の軍事色はむしろそれとは反対に強まっていくばかりである。本稿で問題とするガイドライン関連法の成立、つまり日米安保の実質強化が以上のような米国の軍事事情の「変化」を背景に為されたものであることは容易に想像できよう。我々はこのことを決して看過

してはならない。現行憲法（第九条）の精神が既に「時代の変化」に対応し切れていない、という類いの意見はよく耳にするが、「時代の変化」と米国情勢の「変化」は必ずしも同義ではない。無論両者の関係は決して浅いものではないが、少なくとも米国軍事政策の「変化」が冷戦期以前の大国主義的、乃至は覇権主義的発想から一步も抜け切れていない以上、それをあたかも「時代の変化」のごとく受け止めるわけにはいかない筈である。では米国の「変化」の要請を受けて駆け足で（注三）誕生したガイドライン関連法は、果たして「時代の変化」が必然的に生み出したものと言えるであろうか。多分に疑問の余地が残ると言わざるを得ない。

・注一：参考文献『アメリカ再生のシナリオ』第一章「国際関係の再構築」から。

・注二：米国の「民主化」推進政策は前章で述べた国連の軍事介入の問題と密接な関わりがある。例えば先の中東問題をより複雑にしているものとして「イスラエル国家建設（パレスチナ問題）」が挙げられるが、米国はこのイスラエルを中東で「唯一（民主的）な国」として容認している。理由はこの地域でイスラエルのみが「銃弾（ブレット）ではなく投票（プロット）」による平和的な権力の移行を経験している「からだという（注一）。それでは彼らがこの地でパレスチナ人に対して行なった数々の侵略行為はどう説明されるのであろう。中にはナチスに劣らぬ程の虐殺行為が行なわれたこともあったが、その事実を米国が知らないとは思えない。しかしそれらについての

言及は一切なされぬ。イスラエルは米国にとって死活的な利害を共有する国である。そして「アメリカ的な価値をもつ力を、ポスト冷戦時代を形成するために使う」とまで言い切る。米国による「民主的」なものに対する「判断」基準は、つまるところこのようなものでしかない。

・注三：「駆け足で：」という表現を用いたが、法案の提出から立法化までの物理的な時間のことを言っているのではなく、有権者や為政者を含む国民同士の討議が慎重に、そして十分に為されていないことをここでは指摘したかったのである。

四 「関連法」の背後と私達

ガイドライン関連法を成立させた背景を考える上で決して看過できない問題がある。戦後最大の野党であった社会党が事実上消失し、わが国の行政・立法機関の保守化現象は急加速で進行している。本来はその政策において自由民主党と対立していた筈の政党が「連立政権」という形で与党側に回り、七割程の議席が確保されるという状況である。万事が与党内の狭小な駆け引で事が運ぶ中、可決された法案や決議が民意を反映しているとは言い難い。が、関連法はまさしくこの状況下で成立した。ただし、保守化の進行は為政者ばかりの問題ではなく、例えばそれは最近のわが国において特に活発化している一つの現象にも表われている。現行憲法を生むきっかけともなった太平洋戦争を「大東亜戦争」と故意に呼び直し、その中で為された様々

な日本人の行為を積極的に肯定した小林よしのり氏の『戦争論』は中高生をはじめとする若年層に少なからず支持されたという。私は彼らの声を直接耳にしたことはないが、確かに報道番組の特集などを見ると戦争体験の相対化が極めて深刻な形で進んでおり、一方では復古主義とでも言いたくなるようなナショナリズムがこの層をはじめとして比較的若い世代に着実に広がりつつあるのが感じられる。敢えて誤解を恐れずに言えば、自国の主体性が失われていると感じた時、その状況に反発する形である種の「民族的意識」が芽生えるのは無理のないことだと私は思っている。しかし「民族的意識」といったところで今の私達はそれをどこまで本気で考えているであろう。例えば自戒を込めて言うのであるが私達若い世代の中には古典を学ぶことにあまり積極的でない人達も少なくない。「日本人論」を語るにことに関しては何もわかつていない、ということもある。そもそも今何故「大東亜戦争肯定論」なのか。そしてまた何故「八紘一宇」なのか。「民族的意識」を再評価するにしても、一度放棄した時代の遺物に依拠しなければならぬこと自体、民族的な自覚が何より未熟であることを物語っているように思われてならない。

ところでいわゆる「改憲論」の立場に立つ人達の主張は必ずしも共通の意識を持ち合わせている訳ではない。例えば米国が日本に寄せる様々な期待や要請に対して好意的な態度をとるのか、はたまたこれに対して抵抗を覚えるか。このスタンスの違いが両者の間に決して小さくない対立を生んでいる筈である。

にも関わらず対米従属が顕著な関連法が成立した時、人々の反応はそれほど複雑なものにならなかったと思われるが、これは私の気のせいだろうか。「反米」感情を強く持つ人達や先のような復古主義的な人達の反応でさえ意外と冷静だったように見受けられる。少なくとも大規模な暴動に発展することはなかった（勿論暴動が無いに越したことはない）。現行憲法に著しく抵触する法の成立が、改憲への礎となることを期待してのことも知れない。確かに関連法がいわゆる「有事立法」の布石となる可能性は極めて高い。第一章で見た通り、この法の個々の定義が一貫して厳密さを欠いているのは決して偶然ではない筈である。それは随時必要に応じて様々なオプションの追加を可能にする。しかし戦争手段の放棄をうたった憲法の下でいくつもの軍事的オプションを追加して行けば、そこから生ずる矛盾にもはや目を背ける訳には行かなくなるのは当然である。事実、改憲を視野に入れた論議の場が、国会に設けられた（「憲法調査会」の設置）。私は個人的に改憲（特に第九条の改定）には反対であるが、その立場から現行憲法を取り巻く環境のことを思うと悲観的にならざるを得ない。最近インターネットを利用して改めて思い知らされるのは、改憲論やそこまでは行かなくても現行憲法に何らかの不満を抱いている人が予想外に多いことである。そしてやはり中高生はここでも元氣な論客であった。確かに戦争体験の風化は私達よりも前の世代から既に始まっていることである。戦争という現象がその根本にはらむ矛盾を、私達は知識の獲得とは別の次元でリアルなものとして体感することができない。正直なところリアリティという意味で

言えば、頭上をかすめる「人工衛星」の方に軍配が上がるのではないだろうか。「戦争」が発生することに恐怖するより「侵略」されることの脅威にリアリティを覚える。勿論「侵略の脅威」は「戦争の脅威」の一部であるが、後者には「死への恐怖」と不可分なものとして「禁忌を犯す恐怖（或いは倫理を放棄することに對する懸念というべきか）」が存在している筈である。前者にはこれが希薄で、全てのベクトルが「死への恐怖」という被害感情へ向つてしまいがちになる。そんな戦争を知らない世代が訴える「改憲論」乃至は国防論はある種現実主義的で、その限りにおいては説得力があつて相当手強い。しかしその反面、戦争そのものを引き起こす根本的原因を追究することに關しては極めて冷淡で、また一方では前章までに見てきた国連の平和活動や米国の軍事政策が抱える問題にも無頓着であつたりする。だから論旨を構成する視点が、「侵略する側（多くの場合、アラブ諸国や北朝鮮などが想起される）」とそうでない側（日本を含む国連加盟諸国とかつての被植民支配国）との対立」といった単純な構図に終始してしまう。しかしこの構図は「他国に侵略されないための論理」がいつのまにか相手を支配・搾取・侵略する論理に与し、或いはそのものにすり替えられてしまう危うさに対して無防備である。だがこれまでに見てきたことを鑑みれば、この論理のすり替えこそがまさしく戦争の再生産を促す元凶であることが明らかである。私達は過去の敗戦で自分達の先祖から生きるための知恵と賢さを継承してきた筈だ。失業率が過去最高記録を更新し続け、財政が底を尽きようとしている今になって、また懲りもせずいつ果てるともない消耗戦を

始めようというのであろうか。それが国益はおろか、「平和」への貢献にも適っていないとすれば一体何のためにか、そして誰のためにか。

・結び

前章で日本の状況について言及する際に私は「復古主義的」または「保守化の進行」という言葉を用いたが、額額厚氏によればその表現は正しくない。氏は戦後日本の本質が一貫して「右傾社会」にあったことを指摘している(注)。しかし実を言うとは私は例えば国家「権力」という言葉に記号以上のものを想起できずにいる。カーキの制服を身にまとい、警棒を弄びながら薄暗い夜道を徘徊する「憲兵」：そんなイメージが頭に浮んで離れない。だが本稿を執筆するにあたって今この国で起きている様々な事象に目をやると、その「権力」が過去やフィクションのものではないことを痛感せざるを得ないのである。いまさら何を、と言われることは承知だが、ここまで進行した「権力」の浸透をだらしなく許してしまったことに対して、どのような責任をとるべきか模索しているところである。さしあたっては「憲兵」の身ぐるみを剥がすことから始めてみたい。案外その中身は空洞で、強いて言えば右から左へ、また左から右へと力点の移動から生ずる波動のようなもので、知覚的にはただの突風としてしか感じられない存在なのかも知れないが。もしそうだとすると、いつまでもその風が吹くにまかせて良いのであろうか。気がつけば目に映る全てが自分の手の届かないものと成り果て

る、そんな世界に置き去りにされてしまうような気もするのである。例え自分が何もしない、どこへも行かないつもりであっても…。

注…参考文献『検証・ガイドライン』208頁より

主な参考文献

- 1 岩井忠熊／望田幸男／山口正之編『国際貢献論とアメリカ新戦略―世界の中の日本の針路』(大月書店、一九九三年)
 - 2 ビル・クリントン／アル・ゴア著 東郷茂彦訳『アメリカ再生のシナリオ』(講談社、一九九三年)
 - 3 額額厚著『検証・新ガイドライン安保体制』(インパクト出版会、一九九八年)
 - 4 松井愈・他著『戦争と平和の事典―現代史を読むキーワード』(高文研、一九九五年)
 - 5 大日方純夫・他著『君は戦争のために死ぬるか―小林よしのり戦争論批判』(大月書店、一九九九年)
 - 6 小林よしのり著『ゴーマニズム宣言SPECIAL戦争論』(幻冬舎、一九九八年)
 - 7 『非常時』の文学―『昭和十年前後』をめぐって―↓長谷川啓編『転向』の明暗 文学史を読みかえる3(インパクト出版会、一九九九年)より
 - 8 憲法研究所、上田勝美編『平和憲法と新安保体制』(法律文化社、一九九八年)
 - 9 『月刊新聞ダイジェスト七』十二月号(新聞ダイジェスト社)
- * なお本稿中の周辺事態法の条文は『月刊新聞ダイジェスト七月号』から引用したもの

(わだ やすとも・一九九五年卒)